# 独立行政法人海上災害防止センター 平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月 国土交通省独立行政法人評価委員会

# 平成24年度業務実績評価調書:独立行政法人海上災害防止センター

# 業務運営評価(個別項目ごとの認定)

項目		====	=11c=118c+	意見
第三期中期計画	平成24年度計画	評定結果	評定理由	(参考事項)
1. 業務運営の効率化に関する目標	1. 業務運営の効率化に関する目標			
を達成するためにとるべき措置	を達成するためにとるべき措置			
(1) 組織運営の効率化の推進	(1) 組織運営の効率化の推進			
センターは、鹿児島に支所を	新組織形態への円滑な移行に	А	需要が増大する防災部と防災訓練所にそれ	
配置しているが、今後の事業展望	備えるため、 <u>業務需要の増大した</u>		ぞれ 1 名を増員し、民営化に向けてHNS防	
を勘案し、本中期計画期間中に鹿	HNS事業にかかる定員を増や		除体制の充実強化を行っている。	
児島支所を廃止するなど、民営化	<u>す</u> こととする。			
に向けて、センター組織・定員の				
見直しを行う。				
(2) 業務運営の効率化の推進	   (2) 業務運営の効率化の推進			
① 一般管理費(人件費、退職手	① 一般管理費(人件費、退職手		平成24年度の一般管理費を48,540千円	
当引当金、法定福利費及び特殊	当引当金、法定福利費及び特殊		とし、平成 22 年度の 52,120 千円に対して	
要因経費を除く。)については、	要因経費を除く。)については、	Α	3,580 千円 6.9%に相当する額を削減し、平	
平成 22 年度の一般管理費相当	図書購入費の見直し等により、		成 24 度計画の目標値を十分に上回る取組み	
額を基準にして、毎年度1%以	第二期中期目標期間の最終年		が認められる。	
上の削減を行う。	度 (平成 22 年度) 比で2%に			
経費節減の余地がないか自己評	相当する額を削減する。		【主な削減項目】 図書購入費等	
価を厳格に行った上で、適切な			凶百껴八貝寸	

見直しを行う。				
② 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その検証結果や取組状況を公表する。 また、国土交通省独立行政法人評価委員会の評価結果を踏まえ、平成27年度までにその指数を110以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直す。さらに、総人件費についても、「簡素で効率的な革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から	② 給与水準については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び職員の新規採用等により、対国家公務員指数が110以下となるように取り組む。	A	給与水準については、平成 27 年度までに 対国家公務員指数を 110 以下に引き下げる ことを中期目標とし、その取り組みの推進を 年度目標としているところ、24 年度の対国 家公務員指数(ラスパイレス指数)は 109.1 (23 年度比▲4.7)となり、27 年度までの 目標値(110)を前倒しで達成しており、十分な取組がなされているものと評価される。 【給与水準引き下げに係る主な取組み】 国家公務員に準拠し俸給表の見直し(俸給 平均月額▲8.03%)を行うとともに、民営化 を控え、HNS体制の強化の一環として若手 職員を積極採用した。 ※定員の状況	

rr			٦			
5年間で5%以上を基本とする				1	<del>                                     </del>	
削減等の人件費に係る取組を				23 年度末	24 年度末	
23年度も引き続き着実に実施			国からの	2名	1名	
するとともに、政府における総			出向者			
人件費削減の取組を踏まえなが			船社から	4名	4名	
ら、経営基盤の強化につながる			の出向者			
HNS業務の拡充・強化のため			プロパー	24名	27名	
の体制整備を行いつつ、厳しく			計	30名	32名	
見直すものとする。						
   ただし、HNS業務の拡充・	また、総人件費についても、		 役員報酬の	D減額、職員	俸給表の引下	げ等既
強化に係る人件費については削り	政府における総人件費削減の取				減のための施	
減対象から除くこととする。	組を踏まえながら、経営基盤の		続するととも	らに、国から	の出向者に代	わる職
", m 3, 5, 10	強化につながるHNS業務の拡		員の補充とし	ノて若手職員	を採用したこ	となど
	<u> 充・強化のための体制整備を行</u>		により、平原	丸 24 年度の	人件費は 23%	3,701
	<u>いつつ、厳しく見直す</u> ものとす		千円となり、	平成 17年	度の 310,51	6千円
	<b>ට</b> ං	Α	に対して 24	4.7%(目標値	直は、17.2%	)を削
			減しており、	着実な取組	であったと評	価され
			る。			
			(実績)			
			平成 17年月	₹ 310,516	3千円(基準)	)
			平成 23 年月	₹ 252,68 <sup>-</sup>	7 千円(▲18.6	6%)
			平成 24 年	₹ 233,70°	1 千円(▲24	1.7%)
			]			

			【主な削減項目】 平成 24 年度においては、国家公務員に準拠した次の給与改定を行った。 ○東日本大震災に伴う削減:俸給月額平均▲ 7.8% ○人事院勧告に準拠した削減:俸給月額平均 ▲0.23% さらに、民営化を控え、国からの出向者に代わる職員の補充として若手職員を採用	
③ 事業費については、毎年の事業計画の策定や評価委員会による業績評価を通じた経営管理により、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう節減に努める	③ 事業費については、HNS業務等の需要の増大に適確に対応する一方、新組織形態への移行に備えて、老朽化した訓練施設等の修繕を計画的に進め、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう節減に努める。	А	経常収益2,066,269千円、経常費用2,03 1,826千円により、経常収支率101.7%となり、平成23年度に続き、平成24年度も第三中期計画期間中の目標達成に向け、順調な事業運営であったと評価される。	
④ 契約については、センターが 策定した「随意契約等見直し計 画」に基づき、一般競争入札の 推進や情報公開の充実により、 競争性及び透明性を確保する。	④ 契約については、センターが策定した「随意契約見直し計画」に基づき、一般競争入札の推進や情報公開の充実により、競争性及び透明性を確保する。	А	少額随意契約を除く全ての契約について、 詳細かつ厳格に審査を行い、競争性、透明性 の確保等を図るため、すべての公告をHPに 掲載し、契約情報提供の充実を図るなど、平 成 22 年6月に策定した「随意契約等見直し 計画」に沿った取組みを行い、平成 20 年度	

また、監事及び会計監査人に よる監査並びに契約監視委員会 において、入札・契約の適正な 実施についてチェックを受け る。	また、監事及び会計監査人による監査において、 <u>入札・契約の</u> 適正な実施についてチェックを受ける		当時の随意契約案件 46 件を 21 件まで引き 下げ、計画を達成している。 また、より一層の透明かつ公平な契約手続 きの確保を図るため、監事及び外部有識者等 によって構成する「契約監視委員会」を年度 末に開催し、競争性のない随意契約及び一者 応札・応募となった契約に関して、点検を受 け、平成 24 年度に係る契約について、特段 の指摘は受けていない。	
(3) 関係機関との連携強化 民間船会社及び関係行政機関の 知見を活用し、業務の効率的な運 営を図るため、これら機関等との 連携を密にした業務運営を行う	(3) 関係機関との連携強化 ① 排出油防除協議会、地区石油 コンビナート等特別防災区域協議会等が主催する訓練が計画された場合には、これらの地域の訓練に合わせて油回収装置等の運用訓練を実施し、関係機関との連携を強化する。	A	横須賀、岩国、松山、徳山下松の4地区の海上防災訓練に参加、センターの油回収装置等を使用した防災訓練を実施し、関係機関等との連携強化を図る取組みを着実に実施している。  【24年度訓練のポイント】  首都直下型地震、南海地震等を想定した津波による荷役設備の破壊等により、火災の発生、油やHNSの流出等が発生する複合的な災害に対応する訓練を実施	
	② 関係機関等の要請に応じ、 <u>講</u> 演会等の開催時には、センター職 員を講師として派遣する。	А	排出油等防除協議会等からの依頼により、計 25 回にわたって講演会等に職員を派遣し、海上防災に関する知識等の普及に努める	

2. 国民に対して提供するサービス		取り組みを着実に実施している。 【24年度講演会のポイント】 東海・東南海・南海地震等の巨大地震による災害に備えた危機管理等に関する講演を実施	
その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置  (1) 海上防災措置業務 ① 海上防災措置業務の適時・適確な実施 海上保安庁長官の指示又は船舶所有者その他の者からの委託による排出油等の防除措置を適時・適確に実施する。また、職員の新規採用にかかる公募を行うなど、新組織移行後に備えた体制整備を推進する。	A	出動し、排出油等防除措置を適時・適確に実施している。  ①平成24年6月 「コスモ石油(千葉)」排出油防除措置 ②平成24年9月 「JX日鉱日石エネルギー(横浜)」排出油防除措置 ③平成24年10月 「日本燐酸(千葉)」有害物質防除措置 また、新組織移行後に備え、防災部職員1名を増員し、体制整備を実施している。	

れている。			
このためセンターでは、第二期			
中期目標期間中にHNS防除資機			
材の緊急整備を行うなどHNS防			
除体制の構築を図ってきたところ			
であり、今後も引き続き、HNS			
資機材の整備の充実を図るととも			
に、特に、本中期目標期間中は、			
これら資機材の運用体制の確立を			
目的として、次の業務を実施する。			
① 海上防災措置業務の適時・適確な			
実施			
海上保安庁長官の指示又は船舶			
所有者その他の者からの委託によ			
る排出油等の防除措置を適時・適確			
に実施する。			
また、新組織移行後に備えた体制			
整備を推進する。			
② HNS防除体制の充実強化	② HNS防除体制の充実強化	   海上災害防止センターにおいては、契約防	
HNSの防除措置能力を向上さ	ア 契約防災措置実施者に対する	災措置実施者(以下「契防者」という。)の	
せ、防除体制の強化を図るため、毎	訓練	監督職員27名(19社)に対してHNS等防除	
に、その図りにこの図りにとり、中	小川小		

年度、契約防災措置実施者に対して 「有害物質コース」(国際海事機関 カリキュラムに準拠)を主体とした 研修を実施し、HNS防除措置に係 る知識と技能を教授する。

また、センターが保有するHNS 防除資機材・人員の動員システムや センターがこれまで培ってきたH NS防除に関するノウハウを有効 活用し、我が国の防災体制の一層の向上を図る。

さらに、本中期目標期間中においては、陸上石化企業等からの受託業務の増加に対応するため、資機材の管理体制、訓練の企画運用体制の見直しを図るなどの措置を行い、新組織形態への移行に備える。

特定油以外のガソリン、灯油等の揮発性の高い油やキシレン、ベンゼン等の有害液体物質(以下「HNS」という。)に関し、契約防災措置実施者の防除措置に係る技能の向上を図るため、契約防災措置実施者の監督職員28名に対して、HNS防除措置に関する研修を行う。

措置に関する研修を行う(1名は急病のため参加できず。)とともに、HNS防除業務を委託している契防者の所在地に職員を派遣し、防除資機材取扱訓練及び研修を行うなど、契防者のHNS防除措置に関する知識・技能の向上を図るための取り組みを着実に実施している。

また、大規模災害に備えて、契防者20名(15社)に国際海事機関(IMO)等が推奨している事故対応指揮運用システム(Incident Command System)に準拠した訓練を実施し、契防者の事故対応能力の向上に努めている。

イ HNS防除資機材の整備

我が国の防除措置能力を一層向上させるため、24年度においては、引き続き、HNS事故対応泡消火剤を拡充整備するほか、東日

契防者の船舶に搭載する泡消火剤の AGF 泡消火原液への代替を完了するとともに、ビーチクリーナーや強力吸引車など港湾清掃用 機材の整備等、継続したHNS防除体制の向 上に努めている。 対象となる24年度だけでなく、この 4~5年の防除対応能力の充実は著し く、資機材だけでなく、そのロジスティクスをも体制整備することで、実質 的な対応能力の向上が図られている。

<u></u>	本大震災を踏まえ整備が急がれる ビーチクリーナー、強力吸引車な ど港湾清掃用機材及び MDSS の 拡充に伴う必要資機材など、防除 資機材の充実強化を行う。	Ø	また、東日本大震災等を踏まえた対応として、防災資材基地が津波により流出して使用できなくなるなど、現場対応に苦慮した教訓を踏まえ、将来発生する巨大災害や大規模事故に備え、多種多様な防災資機材や補給物資を被災現場に一括供給でき、かつ、被災していない全国の基地から資機材を集約・管理するなどを目的として、「川崎基地」、「堺泉北基地」及び「北九州基地」の3基地を災害対応拠点と位置づけ、その対応能力を拡大している。  各災害対応拠点基地は、陸、海、空輸送のインフラの要所に配置されており、震災等による既存基地の機能不能に対し、一定時間内に被災地域外の災害対応拠点からの後方支援を可能とし、各地の民間企業はもとより関係行政機関からも、大きな関心が寄せられるものとなっている。	特に、災害対応拠点基地は、東日本 大震災など自然災害起因の海上災害等 への対応について検討が行われた「海 上防災のあり方に関する検討会(座長 :藤野正隆東京大学名誉教授)」の提 言を踏まえてセンターが自主整備した ものであり、東日本大震災において、 被災地以外からの防除資機材の供給が 困難であったことを踏まえ、後方支援 体制の強化の一環としてインフラの要 所に基地を構えることとしたものであ る。
	HNS防除に関するサービス 提供 我が国の防災体制の一層の向 上に貢献するため、船舶所有者等 に対してセンターが保有する <u>H</u>	А	特定海域を中心にHNS防除資機材及び要 員を配備し、事故対応体制を強化するととも に、HNSタンカー所有者との契約(HNS	

NS防除資機材・人員の動員システムを活用したサービスの提供を実施する。  エ 石油コンビナート地区における防災業務に関する取組みの推進  「海上防災事業に係る検討委員会」の提言等を踏まえ、臨海部石油フビナート区域における石油化学企業等に対し、HNS等防除のため海上災害セーフティーサービスを提供するなど、防災業務に関する取組みを推進する。	S	資機材要員配備証明書の発行(24 年度: 1,894件))に基づき、センター保有の資機材及び要員を提供するサービスを実施している。  沿岸部の石油・石化企業等に対し、HNS資機材及び要員の配備による即応体制の確保、地区緊急時計画の作成支援、防災関連情報の提供等を行う海上災害セーフティサービス(MDSS)を行っている。  平成24年度は新たに29事業所とMDSS契約を締結し、石油コンビナート地区における事故対応体制の強化を図っている。  当該事業は社会的要請に即した事業として高い評価を受けており、契約事業者に対する地区緊急時計画の作成支援や事故対応実績の	当該事業は、陸上の石油・石化企業 を対象として行われている任意契約で の防災サービスであるが、民間企業へ の自発的な防災への取り組みを喚起 し、それを技術面、資機材面から担保 することにより、事態への備えを社会 にも見える形で実現している。 積極的な事業展開で、目標を大きく 上回る契約を獲得し、センター民営化 のための財政基盤整備に大きく寄与す るものとなった。
		積み重ねにより、着実に定着してきているものと評価できる。	

			<ul> <li>・平成21年 4月 96事業所</li> <li>・平成22年 4月 116事業所</li> <li>・平成23年 4月 139事業所</li> <li>・平成24年 4月 163事業所</li> <li>・平成25年 4月 191事業所</li> <li>※ 1事業所が既加入の事業所と合併したため、実増加数は28事業所</li> </ul>	
(2) 機材業務 排出油防除資材(全国33基地) 及び油回収装置等(全国 10基 地)の維持管理に努めるとともに、 これら機材を迅速かつ確実に運用 できるよう、各基地において毎年 度1回の訓練を行う。	(2)機材業務 ① 資機材の維持管理 全国33基地に配備されたオイ ルフェンス等の排出油防除資材 について、毎月保管状態を目視点 検し、不具合が発見された場合に は修理等を行い緊急時の使用に 備える。 また、全国10基地に配備され た油回収装置等について、毎月各 装置の作動確認及び手入れを実施 し、不具合が発見された場合には 修理等を行い緊急時の出動に備える。	A	津波被害を受けた久慈基地を除いた排出油防除資材(全国32基地)及び油回収装置(全国10基地)の定期点検を毎月実施し、不具合箇所には必要な措置を施し、緊急時に備えており、資機材の維持管理を適切に行っている。  なお、久慈基地は、久慈国家石油備蓄基地及び同基地への入港船舶を対象とした資機材基地となっており、未だ震災の影響により久慈国家石油備蓄基地そのものが復旧していない状況にあり、ユーザーからの契約が中断しているため、久慈基地への資機材の再配備を見合わせている。	

	② 資機材の運用訓練 排出油防除資材を管理している 33 基地において搬出訓練を、 油回収装置を管理運用している 10 基地において運用訓練を行 う。	Α	排出油防除資材の搬出訓練を全国 32 基地(久慈基地除く)において、油回収装置の運用訓練を全国 10 基地において、それぞれ実施し、緊急時に備えた運用訓練を着実に実施している。  なお、久慈基地は、久慈国家石油備蓄基地及び同基地への入港船舶を対象とした資機材基地となっており、未だ震災の影響により久慈国家石油備蓄基地そのものが復旧していない状況にあり、ユーザーからの契約が中断しているため、久慈基地への資機材の再配備を見合わせている。	
(3) 海上防災訓練業務 ① 訓練の重点化 「1978 年の船員の訓練、資格 証明及び当直維持の基準に関する 国際条約」に基づく船員法の法定訓 練に重点を置き、年間の訓練計画を 策定し、実施する。 特に、消防訓練を受ける必要があ る危険物積載船の上級船舶職員に 対しては、消火実習に主体をおいた 訓練計画を策定し、実施する。	(3) 海上防災訓練業務 海上防災訓練の実施については、船員法の規定に基づくタンカー乗組員に対する訓練に重点をおいて計画し、期間中に標準コース(5日間)を10回、消防実習コース(2日間)を8回それぞれ開催する。標準コース5日間のうち2日間は消火実習に主体をおいた計画とし、1日は油火災消火実習、	Α	計画どおり、標準コースを 10 回(413名)、消防実習コースを8回(256名)それぞれ計画どおり実施している。また、大容量泡放射砲訓練を盛り込んだコンピナートコース火災マネジメントコースや有害物質コースなど、法定コース以外のコースを19コース、全51回(1,345名)実施し、民間ニーズに対応した訓練を行っている。各コース訓練終了後には、受講者に対しアンケートを実施し、座学・実習に対する感想、	

		r						 	 
	他の 1 日はガス火災消火実習を		意見•要	望等をとり	りまとめ、	常に業務ニ	ニーズ		
	実施する。また、消防実習コース		をチェッ	クするとも	ともに、訓	練内容の検	意式、		
	(2日間) については油・液化ガ		次年度計	画の参考と	こしている	<b>5</b> .			
	ス・液体化学薬品消火実習に 1 日								
	を充てる他、船内捜索、保護具・		(各コー)	スの充足薬	をの状況)				
	検知器取扱実習等を実施する。								
				見込数	受講者	充足率			
			標準	400	413	103%			
			コース	名	名	(102%)			
			消防	240	256	107%	1		
			コース	名	名	(91%)			
			その他	346	302	87%			
			常設	名	名	(81%)			
					( ) :	23 年度	1		
			全体的	に昨年度	より充足	率は増加し	てお		
			り、特に	専用コース	スについて	ては受講者か	が大幅		
			に増加(	18%増)	している	0			
(4) 調査研究等業務	(4) 調査研究等業務								
① 海上防災体制強化に資する調査	① 海上防災体制強化に資する調								
研究の実施	査研究の実施								
過去の事故対応の経験等を活用	受託事業として、 <u>「富山新港火</u>	Α	当初計i	画の受託	事業を含め	52件の海上	_防災		
し、海上防災措置に必要な資機材を	カ発電所 LNG 基地の海上防災対		体制強化	に資する፤	周查研究第	美務を着実に	実施		

開発するとともに、海上防災措置の 改善に役立つ技術について調査研 究を行う。	<u>策に関する調査研究」を実施</u> する。		している。 【当初計画以外の受託事業】 「秋田LNG基地の海上防災対策に関 する調査研究」	
② 成果の普及・啓発 調査研究の成果(受託研究を除 く。)をホームページ上で公開し、 成果の普及・啓発を図る。	② 成果の普及・啓発 これまでの <u>調査研究の成果(受</u> <u>託研究を除く。)をホームページ</u> 上で継続公開し、引き続き、成果 の普及・啓発を図る。	Α	日本財団助成事業による調査研究の概要を センターのホームページ上で公開するととも に、日本財団ホームページで公開しているセ ンターの調査研究成果一覧へリンクを張り、 成果の普及・啓発を図っている。	
(5) 国際協力推進業務 過去の事故対応の経験等を活用 し、開発途上国等からの要請を受け、海上防災のための措置に関する 指導及び助言を行うとともに、国際 海事機関のカリキュラムに準拠し た訓練を海外からの研修員に対し て実施し、海上防災に関する知識・ 技能を移転する。	(5) 国際協力推進業務 東南アジア諸国関係官庁の防 災担当者及びその他開発途上国関 係機関の防災従事者等向けに、国 際海事機関のカリキュラムに準拠 した訓練内容等で構成する <u>外国人</u> 研修を実施し、海上防災に関する 知識・技能を移転する。	Α	計画通り、次の外国人研修を実施し、開発 途上国等に対して海上防災措置に関する知 識・技術の移転を図り、国際協力の推進に寄 与している。  ・「海上保安実務者のための救難・環境防災 コース」(13名)/JICA 委託 ・「アジア海上保安初級幹部研修」(9名) /財団法人海上保安協会委託 ・「海洋汚染防止プログラム専門家育成研修」	

3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自己収入の確保 これまで培った技術・能力を活 用し、本計画に基づく業務や社会 ニーズを踏まえた業務を展開し、 自己収入の確保を図る。	3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 自立的な運営を図るための自己収入の確保基金等を地方債等で運用し利息収入を得る他、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構からの委託事業及びLNG基地海上防災対策に関する調査研究等の受託業務収入、タンカーに対する消防船の警戒料、船舶所有者等		(10 名) /公益社団法人日本海難防止協会委託  年度計画で掲げた事業を実施し、自己収入を確保している。  予算、収支計画及び資金計画については、それぞれ計画どおりに実施している。	
	に対する資機材備付証明書等発 行料、並びに船員等の訓練参加者 からの受講料等により自己収入 を確保する。	A		
<ul><li>(2) 予算(人件費の見積を含む。)</li><li>(3) 収支計画</li><li>(4) 資金計画</li><li>一「中期計画」参照 一</li></ul>	<ul><li>(2) 予算(人件費の見積を含む。)</li><li>(3) 収支計画</li><li>(4) 資金計画</li><li>一「24年度計画」参照 一</li></ul>			

4. 短期借入金の限度額 排出油等防除措置に必要な額と して、1,100 百万円を短期借入金 とする。	4. 短期借入金の限度額 排出油防除措置に必要な額と して、1,100百万円を短期借入金 とする。	_	該当なし	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし。	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保 に供しようとするときは、その計 画 なし。	_	該当なし	
6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	6. 剰余金の使途 剰余金は予定していない。	_	該当なし	

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画消防演習場等の訓練施設及び船舶について、計画的に修繕を行い業務遂行に必要な機能を維持する。	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項(1)施設・整備に関する計画 ① 横須賀訓練所研修棟の外壁補修工事を行うほか、第二海堡発電機の代替整備等を行う。 ② 訓練船については、1隻の上架修理を行う。	Α	計画どおり、横須賀訓練所研修棟の本館外 壁防水改修工事のほか、第二海堡発電機の代 替整備等を行い、施設の機能維持に努めてい る。 計画どおり、訓練船「ひので」の法定検査 等を行っている。	
(2) 人事に関する計画 センターの業務を確実かつ効率 的に遂行するため、職員に対して 研修・訓練を実施し、知識・技能 の向上を図るとともに、適性に応 じた部門に配置する。	(2) 人事に関する計画 ① 方針 センターの業務を確実かつ効 率的に遂行するため、 <u>職員に対し</u> <u>て研修・訓練を実施</u> するとともに、 職員の配置に関して、油等流出事 故及び船舶火災等に対応する防災 業務、船員等に対する訓練業務、 消防船及び油回収装置等の維持管 理業務、海上防災に関する調査研 究業務、その他の業務を行うに当 たり <u>効率的な業務実施が可能とな</u> るよう適正な人事配置とする。	Α	4月、新任職員を対象とした研修・訓練を実施するとともに、行政機関及び民間の知見をセンター業務に活用するため、出向者5名の派遣を受けるとともに、各職員の能力・適性及び業務内容等を勘案して適切な部門に配置し、業務を確実かつ効率的に行っている。	

	<ul><li>② 人員計画</li><li>24年度にあっては、HNS業務に適確に対応するため、2名の増員を行う。</li></ul>	А	計画どおり、2名の職員を増員している。	
(3) 保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。	(3) 保有資産の見直し 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする	Α	実物資産については、固定資産の使用実績が中期計画に照らして、著しく低下しているものはなく、減損等は認められない。また、金融資産についても、それぞれの保有目的に従い適正に管理・運用している。 職員宿舎については、4戸の宿舎の借上げを行っているが、事故発生時に事故対応職員として緊急に参集する必要がある者に対し、本部近くに確保しているものであり、真に必要な戸数に限っている。また、宿舎使用料については、民間の賃貸物件を宿舎として借上げており、現に発生する賃貸料を基礎額として、当該職員に定率負担させる方式を採用しており、市場価格を反映した負担額となっている。	
(4) 内部統制の充実・強化 内部統制については、更に充 実・強化を図るものとする。その 際、総務省の独立行政法人におけ	<ul><li>(4) 内部統制の充実・強化 内部統制については、東日本大 震災を踏まえ事業継続計画の見 直しを行う。</li></ul>		地震災害等有事の際に迅速・適切な対応が できるように、理事長のイニシアティブのも と、事業継続計画(BCP)について、東日	

る内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

また、民間法人への適切な移行を図るため、<u>監事による監査結果</u>報告などを踏まえ、組織リスクの 再評価を行う。

さらに、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知があった場合には、当該事項を参考として、所要の取組を進める。

本大震災を受け津波被害想定を踏まえた内容の見直しを行い、平成24年6月に策定しているほか、当該計画に基づく対応として、事業継続のための執務環境を確保する次の体制を整備している。

- 本部事務所の備蓄食糧を確保
- 本部事務所の水を確保
- ・非常用トイレの確保

Α

- ・通信回線の確保(イリジウム衛星携帯電話)
- 蓄積データのバックアップ体制の確保

また、24 年度も監事監査にあわせてのリスク評価(機材部)を行っており、昨年度までの指摘事項等を踏まえ、これまで各部がそれぞれ管理していた情報システムの整備を、統一された管理の下、センター全体で実施するため、改めてシステムの現状把握、セキュリティー調査等を行う等、情報セキュリティー対策に係る取組を着実に進めている。

(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止	(5) 海洋汚染等及び海上災害の防		第二期中期目標期間終了時における利益剰	
に関する法律(昭和 45 年法律第	止に関する法律(昭和 45 年法律第		余金(約 545,560 千円)については、海洋	
136号)第42条の30第1項に規	136号)第 42条の 30第1項に		汚染等及び海上災害の防止に関する法律第	
定する積立金の使途	規定する積立金の使途	_	42条の30第2項及び第5項に基づく積立	
			金として整理し、国土交通大臣の承認を受け	
			ている。	

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S : 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B : 中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

#### 平成24年度業務実績評価調書:独立行政法人海上災害防止センター

## 総合的な評定

## 業務運営評価(実施状況全体)

SS	0 項目	
S	2 項目	
А	23 項目	
В	0 項目	
С	0 項目	

## 総合評価

#### (法人の業務の実績)

・ HNS防除対応能力の強化については、この4~5年の充実は著しく、資機材だけでなく、そのロジスティクスをも体制整備することで、国際的な水準まで実質的な防除対応能力の向上が図られた。

24年度においては、東日本大震災等を踏まえた対応として、防災資材基地が津波により流出して使用できなくなるなど、現場対応に苦慮した教訓を踏まえ、将来発生する巨大災害や大規模事故に備え、多種多様な防災資機材や補給物資を被災現場に一括供給でき、かつ、被災していない全国の基地から資機材を集約・管理するなどを目的として、「川崎基地」、「堺泉北基地」及び「北九州基地」の3基地を災害対応拠点と位置づけ整備した。各災害対応拠点基地は、陸、海、空輸送のインフラの要所に配置されており、震災等による既存基地の機能不能に対し、一定時間内に被災地域外の災害対応拠点からの後方支援を可能としたものであり、大規模災害への備えとして、高く評価できるものである。

・ 海上災害セーフティーサービス(MDSS)事業は、沿岸部の石油・石化企業の防災意識及び防災体制を 向上させるものとして、優れた事業であり、平成24年度においても、参加企業が増加している。これは、 サービスの内容について企業側から高く評価を受けていることの現れであり、今後も、顧客志向を大切にし た一層の取組みが必要と思われる。

#### (課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・ 給与水準(ラスパイレス指数109.1)について、センター業務は危険性、困難性が高く、その実施にあたっては専門的知識・技術、豊富な経験を有する者を配置する必要があることを勘案すれば、妥当な数値であると思料される。今後も引き続き人件費の抑制に努めるとともに、業務実績及び情報公開を通じて社会的な理解が得られるよう取り組むこと。
- ・ 監事及び外部有識者等によって構成する「契約監視委員会」を平成21年12月21日に設置し、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約について点検、見直しを行っているところ、平成24年度に係る契約については特段の指摘はなかったとのことである。今後も、競争性の無い随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検・見直しを進め、一層の競争性及び透明性の確保に努めること。

(その他)

- 当期総利益0.3億円は、受託業務収入、HNS業務収入、石油石化企業等からのMDSS業務収入等適正な業務運営により得られたものと認められる。
- 利益剰余金30.2億円は、国からの交付金、補助金等を一切受けず、民間から得た手数料収入等が積み上がって形成されているものであるが、これに対応する資産は、現に使用している油回収装置等の事業用資産のほか、これらの更新等に要する額に相当する金融資産に対応するものである。また、大規模油流出事故時の対応等により勘定に欠損が生じた場合の補填にも充当されるものであることから、当該利益剰余金を保有することは妥当であり、適正な範囲のものと思料する。また、いかなる事態にも柔軟に対応できるよう積立金として整理していることについても適当と思料する。
- ・ センターが保有する基金等金融資産、油防除資機材、船舶、訓練施設等の実物資産については、センター 業務を遂行するうえで必要不可欠なものであり、金融資産にあっては、「独立行政法人海上災害防止センタ 一資金管理運用規則」に基づき適正管理が行われている。また、実物資産にあっては、実物資産を使用する 業務の実績においても、想定に照らして著しく低下したものはなく、減損又はその兆候も認められず全て有 効に活用されているものと思料する。今後も理事会の適切な管理のもと、更なる有効活用を図ること。
- ・ 職員宿舎については、平成24年度末現在、4戸の宿舎の借上げを行っているが、当該宿舎への入居者は、 事故発生時には事故対応職員として緊急に参集する必要がある職員であり、適当と思料される。
- 内部統制等については、東日本大震災を受け、津波被害想定が見直されたことを踏まえ、事業継続計画(BCP)の見直しを行うとともに、同計画を踏まえた具体的な取組みとして、備蓄食糧等の整備、衛星携帯電話の整備、バックアップサーバの整備を行うなど措置を行ったことは評価できる。今後とも、監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員のイニシアティブの下、内部統制の更なる向上に努めること。

総合評定	(評定理由)
(SS,S,A,B,Cの5段階)	最頻値の評定であるため。
A	

	実 績	評価
1 政府方針等		
「平成23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23 年12 月9日政委第27 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	該当なし	-
「平成23 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25 年1月21 日政委第7号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	業務実績報告書に記載 (7.(3)保有資産の見直し) (7.(4)内部統制の充実・強化)	適正と認められる。
政独委の累次の指摘や政府方針、会計検査院 等において取り組むべきとされた事項について、その 進捗状況を明らかにした上での評価。	独立行政法人の事務·事業の見直しの基本方針(平成22年 12年7月閣議決定)等に基づき、民間法人への移行準備として、国からの出向者数を段階的に引き下げている。 (国からの出向者数の推移) 平成21年度末 8名 平成22年度末 5名 平成23年度末 2名 平成24年度末 1名 業務実績報告書に記載 (1.(1)組織運営の効率化の推進)	着実な取り組みが認められる。
「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成 24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行 政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平 成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下 「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施 状況を明らかにした上での評価。	業務実績報告書に記載 (7.(3)保有資産の見直し)	適正と認められる。
見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況を明らかにした上での評価。	該当なし	-
3 内部統制		
法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、法人にとって優先的に対応すべき重要な課題が何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の評価。	業務実績報告書に記載 (7.(4)内部統制の充実・強化)	着実な取り組みが認められる。